

平成29年度事業計画

1 みどりまちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1号〕
 - ア 調査研究およびその成果の普及
 - イ 普及啓発
 - ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第3号〕

(1) みどりのまちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような快適な生活環境と豊かな地域社会を実現するため、みどりのまちづくりセンターは区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立した中間的な立場で、三者の連携を図りながら協働型まちづくり事業を推進していきます。

平成29年度は、区政の運営指針である「みどりの風吹くまちビジョン」を念頭に置きながら、みどり関連事業についてさらに充実していきます。また、情報誌「こもれび」の発行や「まちづくり講座」の実施など普及啓発活動を通して培われた人脈や資源と、区と協働で進めている景観や農関連事業、福祉のまちづくり事業、空家事業との連携を目指します。さらに、江古田、大泉学園町、練馬、石神井公園地区といった練馬区にとって重要な拠点の地域ブランディング事業を引き続き取り組んでいきます。

今後も、区が実施する各種施策を区民の目線で捉え直し、区民が行うまちづくり活動との連携やコーディネートを通じて、ソフト・ハードの両面から地区まちづくり事業へと展開していく取組を行っていきます。

① みどり事業の推進

練馬区の特徴であるみどりを、守り・増やす、区民の主体的な活動を広げるため、みどりに関連する活動等の支援を行います。

	取組	内容
1	うめのき憩いの森管理運営事業	・北西うめのき会による、うめのき憩いの森の区民管理への支援および保全・育成の推進支援
2	区立施設等緑化協働事業	・区民ボランティア、区立施設関係者や施設利用者等との協働による、緑化活動と地域貢献の推進支援
3	みどりの区民会議運営事業	・区が設置したみどりの区民会議の企画、区民委員の議論による会議の運営およびとりまとめ
4	みどりを育む活動団体支援事業	・区民メンバーとの協働による、憩いの森の保全・育成活動についての企画、検討および実施 ・憩いの森の利用、活用を区民主体で推進するための活動団体育成（南高松憩いの森） ・普及啓発を目的とした体験講座の企画および実施（西本村憩いの森）
5	みどりのアドバイザー派遣事業	・民間施設等の緑化推進のためのアドバイザー派遣および緑化支援制度のPR活動

② まちづくりに関する相談および区民主体のまちづくり活動に対する支援

区民による主体的なまちづくりの取組を推進するため、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案、区民主体のまちづくり活動に対し、みどりのまちづくりセンターの資源・ネットワーク等を活用した支援とまちづくりに関する相談に応じていきます。

	取組	内容
1	地区まちづくり (まちづくり相談・専門家派遣等)	<p>[江古田地区] ・地域特性を生かした多様な主体の連携によるイベント実施と地域活性化、地域ブランディング醸成への支援</p> <p>[大泉学園町地区] ・将来的な環境変化を見据えたまちづくりに関する学習支援および地元意識の醸成に係るイベント実施と広報 ・オープンガーデンの取組と連携したまちあるきイベントの実施</p> <p>[練馬駅南地区] ・まちづくり憲章に基づく、区民主体のまちづくり支援</p> <p>[高松地区] ・農の風景育成計画に基づく、普及啓発および地域支援</p> <p>[その他相談対応地区] ・城南住宅地区 ・大泉将校住宅地区 ・北町地区 ・石神井公園地区</p>
2	まちづくり条例に基づく大規模建築物等に係る専門家派遣	・大規模建築物建築等の計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに対する専門家の派遣
3	まちづくり条例に基づく地区まちづくり活動支援	<p>・練馬区まちづくり条例に基づく、まちづくり協議会および準備会に対する支援</p> <p><総合型地区まちづくり協議会></p> <p>[高野台5丁目中央地区住みよいまちづくりの会] ・地域ルールの策定・コミュニティ醸成</p> <p>[武蔵関・環境を守る会] ・地区計画を併用した建築協定手続の支援</p>
4	まちづくり活動助成事業	<p>・区民の主体的なまちづくり活動に対する助成および支援</p> <p>[部門] たまご部門、はばたき部門</p> <p>[相談支援] 事前相談、助成後の活動相談</p> <p>[公開イベント] 公開審査会、中間報告会、最終報告会</p>
5	まちづくり登録団体支援	・打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出
6	建築無料相談の後援	(一社) 東京都建築士事務所協会練馬支部主催「建築無料相談」の後援。(毎月第4月曜日に開催)

③ まちづくりに関する普及啓発およびプラットフォーム形成

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、まちづくりに関する知識や技術を習得するための情報提供と学習機会の提供を行います。また、情報の共有および発信、活動のネットワーク化を図るための交流の場を提供していきます。

	取組	内容
1	まちづくり情報誌の発行	・まちづくりへの関心を高めるための情報誌「こもれび」の取材、編集、デザイン、発行（年3回：各号22,000部）
2	まちづくり交流事業	・まちづくりカフェの開催やメールマガジンの発行
3	まちづくり講座の開催	・まちづくりに関する学習機会の提供
4	ライブラリー運営	・まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出
5	地域連携	・地域活動や区立施設と連携したまちづくりのPR活動

④ まちづくりに関する調査・研究

景観まちづくりの手法研究、みどり景観資源の保全モデルに関する取組を進めます。また、他自治体とまちづくり支援に関する情報交換のための会議に参加していきます。

	取組	内容
1	調査研究等	・景観まちづくりの手法に関する研究および成果の発信 ・みどり景観資源に関する保全活動の実践
2	市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議	・他自治体のまちづくり支援機関とまちづくり活動への支援手法についての調査・研究

⑤ 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

練馬区からの受託により、区が行う区民との協働事業、区民参加型事業等に対する支援を行います。

福祉のまちづくりに関する支援事業、景観形成支援に関する事業、空家等の地域貢献活用に関する相談事業について、企画協力、運営、窓口設置、イベント等の実施を行っていきます。

	取組	内容
1	やさしいまちづくり支援事業	・福祉のまちづくりに取り組む活動への支援、相談対応 ・公開イベントの実施（公開審査会・報告会） ・パンフレット作成等の広報 ・活動団体への専門家派遣
2	福祉のまちづくり協働推進拠点事業	・ユニバーサルデザイン（UD）に関する相談窓口 ・普及啓発として、小学校UD体験教室の実施や冊子等のデザイン、編集、発行およびブログによる発信 ・建築物のバリアフリー化推進の事業実施および調査研究 ・練馬区福祉のまちづくり条例に基づく、区立施設等の新設、改修に伴う区民意見の聴取および報告
3	地域福祉活動情報紙発行	・地域福祉情報を広く区民に周知する「やさしいまち通信」の発行（年4回発行：各号15,000部）

4	景観形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観をテーマにした区民主体のまちづくり活動の実践、地域景観資源登録、景観まちなみ協定制制度運用、景観まちづくりに関する取組 [地域景観資源登録] <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観資源の募集、登録、選定委員会の開催 ・ 登録された地域景観資源の活用等 [景観まちなみ協定地区への支援] <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧川越街道の歴史を活かしたまちなみ協定（北町） ・ 花咲く小路づくりまちなみ協定（大泉町） ・ 春日町、話し花咲くまちなみ協定（春日町） ・ 花と人で道をつなぐ千川通りの景観づくり協定（旭丘） ・ 東大泉四丁目の歴史、自然を生かした景観まちなみ協定（東大泉） [景観の保全・形成に関する情報提供、相談等] <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観まちづくりのホームページの運営、保守等 ・ パンレット等の広報媒体の作成、編集、発行、配付 ・ 「ねりまの散歩道」の改訂、デザイン、編集 ・ 景観ウォッチング（まちあるき）、景観まちづくり講座の開催 ・ 練馬区の景観に関する相談対応
5	空家等地域貢献活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家所有者と活用希望団体の相談対応および専門家派遣等の支援 ・ 事業の広報および普及啓発

⑥ その他

	取組	内容
1	運営協議会の開催	・ センターの事業展開等に対する助言や意見交換
2	インターンシップの実施	・ 大学等の学生の受入れ
3	ホームページ等による情報発信	・ センター事業のお知らせや報告およびまちづくり活動団体によるイベント等の情報発信

2 自転車等の適正利用に関する事業

・ 自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第4号〕

公社は、平成23年度から平成28年度までの6年間、地方自治法に基づく「指定管理者」として練馬区から指定を受けて、区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の管理運営を行ってきました。

平成29年度は、引き続き指定管理者として区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの管理運営を行いますが、これまで培った業務経験を生かした効率的かつ効果的な管理運営を行っていくとともに、指定管理者の選定にあたって独自に提案した事項については、区と調整を図りつつ、確実に実現していきます。また、事業遂行にあつ

ては、自転車関連 5 事業（駐車場運営、放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）を連携させ、練馬区全域における自転車の適正利用を一体的かつ総合的に推進します。

また、自転車関連 5 事業を展開し、放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるためには、駅周辺の地域住民が組織する町会・自治会、商店会等の協力が不可欠です。そこで、公社は、様々な地域課題に取り組んでいる町会・自治会、商店会等に働きかけ、協働して自転車問題に取り組むとともに、こうした活動を通じて地域における自転車対策地域協議会の設立や活動を支援していきます。

さらには、3か所の公社立自転車駐車場の運営についても、放置自転車対策と連携した効率的な運営を行っていきます。

（１）区立自転車駐車場等の運営

プロポーザルで提案した事業計画の実施を中心に、利用者が安全で安心して利用できる施設の管理運営に努めていきます。

自転車駐車場は 67 施設 31,993 台の収容台数、タウンサイクルは 7 施設 2,700 台の供用台数となっています。管理にあたっては、利用者満足度の向上を図りながら、より一層効率的で公平性・透明性を確保した運営を行っていきます。

また、自転車駐車場では定期利用・1 回利用・時間利用の利用実態にあった柔軟な収容台数の変更や大型車置き場の設置、買物対策として整備している時間利用施設の利用促進を行っていきます。タウンサイクルでは、年 4 回の点検整備を行い、安全な自転車の貸し出しとさらなる利用促進を図っていきます。

事業計画＜プロポーザルで提案した事業計画の実施＞

○サービスの向上、顧客満足度の向上

毎年度実施している利用者アンケート調査で出された意見や要望を踏まえ、利用者満足度の向上を図ります。利用者にわかりやすい案内表示の工夫、大型車置き場の設置、また、安全・安心な施設運営についての意見が多くあることから、老朽化した機器の改修や保守点検、区と協議しながら防犯カメラの設置を行っていきます。さらに、警察と協働で実施している盗難防止キャンペーンなど、引き続き警察と連携した取組を進めていきます。

○放置自転車対策事業と連携した事業展開

昨年度は、大泉学園駅・光が丘駅で放置自転車対策事業と連携して、地域住民を巻き込んだキャンペーンや啓発活動を行いました。平成 29 年度も同様のキャンペーンを実施し、放置自転車のないまちづくり環境の実現を図っていきます。

○計画的な修繕の実施

自転車駐車場機器の老朽化が進んでいるため、平成 29 年度も計画的に機器の交換を行っていきます。

○時間利用施設の利用促進

区では買物対策として 1 回利用施設を時間利用施設にする改修を進めています。公社は、放置自転車対策事業と連携して午後の買物客を中心として誘導案内を積極的に行い、午後の放置自転車の減少を図っていきます。

（２）公社立自転車駐車場の運営・整備

豊島園駅前自転車駐車場、石神井公園駅東および石神井公園駅西自転車駐車場は、通

勤通学の利用者が多く、利用率も高くなっています。また、買物対策のために導入した時間利用も大変効果があり、放置自転車の減少に寄与しています。引き続き利用者の利便性に配慮した効率的・効果的な運用を図っていきます。

(3) 無料自転車駐車場の運営

パークアンドライドを目的とする無料自転車駐車場5施設(1,111台収容)の運営を、公社財源を活用した自主事業として行うなど、自転車交通環境の向上等に向けた地域貢献に取り組んでいきます。

(4) 放置自転車対策事業

区内の放置自転車等は、区立や民間の時間制駐車場整備、放置自転車の撤去の強化、案内誘導員の適切な配置・誘導等により、午前・午後の時間帯ともに減少しています。

しかし、個々の駅ごとにみると、乗り入れ台数の多い駅周辺や商店街が多く、道路が複雑に入り組んでいる駅周辺では、特に午後や土日の放置自転車が減少していない状況があります。そこで、駅周辺の自転車問題を解決するため、区内鉄道各駅を単位として、町会・自治会、商店会等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設立支援と活動支援を行うことで放置自転車等の減少に努めていきます。

平成29年度の放置自転車対策事業については、以下のとおり実施してまいります。

① 放置自転車の撤去

区内の放置禁止区域に放置された自転車については、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に、地域の合意を得て午後、土日の放置自転車の撤去を重点的に行ってまいります。

また、地域の状況に応じて、午後の遅い時間帯の撤去なども効果的に取り入れて、放置禁止区域内の道路等の良好な環境と歩行環境を維持してまいります。

放置禁止区域外に放置された自転車については、区民等からの通報等に基づいて、速やかに撤去を行ってまいります。

② 撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内に設置された4か所の自転車集積所において適切に保管するとともに、撤去手数料を徴収の上、所有者に返還します。集積所には経験豊かな社員を配置することにより、返還者に対し自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還事務の円滑化に努めます。

③ 自転車の案内・誘導

区内18の駅周辺に案内・誘導員を配置し、自転車駐車場への案内・誘導により、放置自転車を防止してまいります。これに加え、歩行喫煙防止のマナーアップ業務にも取り組んでまいります。

業務の実施にあたっては、駅ごとの状況に応じた人員配置や配置時間、配置実績等を考慮した計画を区に提案し、実施してまいります。

また、案内・誘導員に対する研修・指導を行っていくとともに、エリアごとに巡回指導員を配置して、案内・誘導員間の円滑な連絡調整等をしてまいります。

④ 自転車問い合わせ対応

公社内に「自転車問い合わせセンター」を設置し、放置自転車の返還場所・返還手続の案内、放置自転車の撤去・苦情受付、自転車駐車場の案内など区民からの自転車に関する様々な問い合わせに適切に対応してまいります。

⑤ 自転車対策地域協議会の設立および活動支援

- ・設立支援

中村橋駅を中心に地域住民と協働して自転車対策に取り組み、放置自転車の減少に努めていきます。

- ・活動支援

江古田駅、石神井公園駅、練馬駅の自転車対策地域協議会において、防災訓練と同時開催で自転車マナーの向上を目的とした交通安全教室（スクエアドストレイト）を実施し、多くの人に参加いただき大好評を得ました。今期も引き続き実施していきます。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第5号〕

公社は、資源循環の推進を図り循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から練馬区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収作業と粗大ごみの収集作業を練馬区から受託し、実施しています。

また、平成22年11月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の管理運営を受託し、センターを拠点として、ごみの発生抑制とリサイクル等の資源循環推進の相談事業、施設見学をはじめとした普及・啓発事業を実施するとともに、リサイクルを推進する事業者への支援やネットワーク化の構築に取り組むほか、平成23年度から実施している粗大ごみの再利用事業や金属類等の資源化事業に引き続き取り組んでいきます。

（1）容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから出る容器包装プラスチックを週6日（日曜日・年末年始を除く）ごみ集積所から回収して中間処理施設へ搬入します。公社は、区の作業計画をもとに、回収計画の作成および回収作業を行うとともに、資源とごみの分別方法等について区と協力して区民への周知活動を行っていきます。

（2）粗大ごみの収集事業

家庭から出る粗大ごみを毎日（年末年始を除く）戸別収集して、センターと民間の積替え施設に搬送します。また、申込みから収集までの期間短縮を図るなど、区民サービスの向上に努めていきます。

（3）センターの受託運営

練馬区における資源循環推進の中核的拠点であるセンターにおいて、以下の事業を実施していきます。

① センターの運営

センターは、練馬区における資源循環事業推進の中核的拠点となることはもとより、容器包装プラスチックの区西部地域（区東部地域は、桜台事業所を拠点）の回収拠点および区全域の粗大ごみの収集拠点として位置付けられており、この拠点施設としての機能の維持に努めていきます。

② 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、区民が申込み際に収集希望か持込み希望かを選択することができます。持込みを希望した場合は、指定された日時に区民が直接センターに持込むこととなります。また、資源（古布や廃食用油など）の持込み事業も実施していきます。

③ 粗大ごみの再利用事業

再利用が可能な粗大ごみについては、簡易な清掃・修繕を行い、区内 4 か所のリサイクルセンターに提供する再利用事業を実施していきます。

④ バイオディーゼル燃料精製事業

区が回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料への精製を行い、区の清掃車に供給する事業を実施していきます。

⑤ 金属類の資源化事業

粗大ごみの中から、鉄やレアメタル等を含んでいる物を解体・選別し、資源化事業者へ引き渡す事業を実施していきます。

⑥ 小型家電製品の資源化事業

区が回収している携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプターの 9 品目を選別し、資源化事業者へ引き渡す事業を実施していきます。なお、携帯電話には、個人情報保護の観点から穿孔を施します。

また、区立施設 15 か所に設置してある小型家電回収ボックスから、月一回回収する事業を実施していきます。

⑦ ふとんの資源化事業

粗大ごみから選別した「ふとん」を資源化事業者へ引き渡す事業を実施していきます。

⑧ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設備等を活用し、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施していきます。

○ 相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍やリサイクル活動団体に関する資料を収集し、区民の閲覧に供していきます。

○ ホームページの運営

区やセンターの事業紹介やイベント等の情報を収集し、発信していきます。

○ 施設見学の受入

区内の小中学校や町会・自治会などからの施設見学の申込みに対して、積極的に受け入れていきます。

○ 講習会の実施

廃棄物の減量につながる講習会等を開催していきます。

⑨ 集団回収支援事業

町会や自治会などの団体が実施する集団回収に対して、支援事業を実施していきます。

○ 回収実績や報奨金の取りまとめ事業

○ 集団回収用品の支給事業

○ 集団回収の参加団体登録事務と支援事業

⑩ **生ごみ資源化事業**

生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成に係る申請受付事務を実施していきます。

⑪ **大型生活用品情報掲示板事業**

区内 15 か所に設置されている大型生活用品リサイクル情報掲示板の運営事業を実施していきます。

⑫ **資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業**

区内の資源循環推進事業者のネットワークづくりや共同研修会の開催などを通して、資源循環の推進に係る区内民間事業者等の支援・育成事業を進めていきます。

(4) 区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者等と協働体制を構築する必要があります。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、区内で事業活動を進めている事業者団体等との協働体制づくりを進めるとともに支援体制の構築に努めていきます。

4 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第4条第6号〕

公社は、公衆衛生の向上、環境保全に寄与することを目的に、平成 27 年 4 月から可燃ごみ・不燃ごみの収集業務の一部を練馬区から受託し、実施しています。

平成 29 年度は、新たな収集エリアを区から受託し、収集業務を実施していきます。

(1) 可燃ごみの収集

家庭などから排出される可燃ごみを週 6 日（日曜日・年末年始を除く）、ごみ集積所から収集して区が指定する清掃工場に搬入します。公社は、区の作業計画に基づき収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

なお、月曜日から水曜日の収集は、各組が一日あたり 6 回の収集作業を行い、木曜日から土曜日の収集は、各組が一日あたり 4 回の収集作業を行います。

(2) 不燃ごみの収集

家庭などから排出される不燃ごみを週 3 日、ごみ集積所から収集し、中間処理施設に搬入します。搬入場所は、区が指定する場所に搬入します。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

収集は、木曜日から土曜日に行い、各組が一日あたり 2 回の収集作業を行います。

(3) 収集拠点の運営

可燃ごみ・不燃ごみの収集拠点として、区東部地域は、桜台事業所を利用します。

区西部地域は、区の石神井清掃事務所 4 階を石神井分室として利用します。この両施設については、収集拠点としての機能維持に努めていきます。

5 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第7号〕

(1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会の機能

練馬区における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

協議会は、地域における地球温暖化に関わる区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および練馬区で構成され、現在29会員が、地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っています。

公社は、協議会の構成会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務を受託し、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、協議会の取組を積極的に支援していきます。

(2) 公社の役割

公社は、区の行政を補完する立場から協議会の事務局を担い、地球温暖化対策事業を積極的に先導していきます。

- ① 区民・事業者・区が一体となった事業の推進
- ② 普及啓発事業の推進
- ③ 協議会の事務の遂行

(3) 平成29年度の事業

平成29年度は、練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区内で排出される温室効果ガスを減少させるよう、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を実施していきます。

- ① 環境イベントなどの開催、出展
 - ・エコスタイルフェア（練馬まつりと同時開催）の開催
 - ・環境月間（6月）における普及啓発事業
 - ・その他、協議会の活動趣旨に合致したイベントへの出展など
- ② 区民向け講演会、講習会の開催
 - ・区民向け講演会の企画・実施（環境月間（6月）、省エネルギー月間（2月））
 - ・事業者向け講習会の企画・実施
- ③ 青少年向け啓発事業
 - ・こどもエコ・コンクール
 - ・地球温暖化対策に関する講演会の企画・実施（地球温暖化防止月間（12月））
 - ・マスコットキャラクター等を活用した、協議会の活動・知名度の向上事業
- ④ 地球温暖化対策の調査・区民への支援事業
- ⑤ 広報業務
 - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑥ 会員事務
 - ・会員に関する事務
 - ・総会、役員会、部会等の会議に関する事務
 - ・庶務に関する事務